



ほろのべ

北緯45度のまち

議会だより

第85号

発行 北海道幌延町議会
編集 議会報編集委員会
電話 01632-5-1111
FAX 01632-5-2971

第2回まちづくり常任委員会

5月12日

○国民健康保険税条例の一部改正について

保険税率は据え置く。賦課限度額の医療給付費分が52万円に、後期高齢者支援金分が17万円に、介護納付金分が16万円になり、合計が81万円から85万円となる。

軽減判定所得基準額は5割軽減で1万5千円増、2割軽減で2万円増となる。

◎収支の試算をしているのか。

◎賦課限度額改正の影響額は74万2千円の増。税収全体では3百90万円の増額となる。

◎限度額超過世帯割合は。

◎今年度は10%程度。

◎今後このまま上がり続けるのか。

◎平均的な医療費を求めて、それに対し、町民に平均的に負担をしていただくという考えで税率を作って、町民の大きな負担にならないようにしたい。

○妊婦健康診査助成事業の拡充について

健診に係る医療費の助成の回数制限14回とX線助成限度額9万円をそれぞれ無

制限にして、子供を産み育てやすい環境とする。

◎健診に行く交通費等の助成は。

◎情報収集をして、理事者と相談したいと思う。

第3回まちづくり常任委員会

6月4日

総務課所管

①幌延町の社会保障・税番号制度への取り組みについて

10月5日以降住民票の住所に通知カードと個人番号カード交付申請書が郵送され、希望者は署名捺印後返信して手続きが完了。

◎個人番号カードは何に使用されるのか。

◎社会保障・税・災害対策等のほか、地方公共団体等が独自でやっている事務で、法律の規定がない事務でも利用ができるものがある。

◎個人情報流出は絶対無

いのか。

◎今までも無いように努めて来ているが、今後も更に国が求める仕様に合致するようにネットワークを強化する。

②電源立地地域対策交付金について

電灯需要家分の給付金措置を平成31年度まで継続する。理由として、電気料金の値上げや消費税増税に対する生活支援の観点から。

